

## 建設工事における一般競争入札の適用範囲の変更について

西予市が発注する建設工事における一般競争入札の適用範囲について、入札参加者の負担軽減及び事務の効率化を図ることを目的として、以下のとおり改正しましたので、お知らせします。

### 1. 事前審査型一般競争入札

特定建設工事共同企業体（特定JV）による施工が適当と認める建設工事について、事前審査型一般競争入札により実施します。

※ ただし、災害復旧工事等急施を要する建設工事等については、これによらない場合があります。

### 2. 事後審査型条件付一般競争入札

1件の設計金額3,000万円以上の建設工事（特定建設工事共同企業体（特定JV）による施工が適当と認める建設工事を除く。）

※ ただし、災害復旧工事等急施を要する建設工事等については、これによらない場合があります。

上記改正事項は、令和8年4月1日から施行します。